

# 事務所通信 かわらばん ぬのかわ

第92号  
2013年5月15日

<http://www.nunokawa.co.jp/>

発行人 布川税務会計事務所  
株式会社計算センター  
編集責任者 高橋毅志

## 平成 25 年度の税制改正について

第1課 石川 吉夫

平成 25 年度の税制改正がありました。その中で注目すべきポイントをご紹介します。  
詳細は担当者までお問い合わせ下さい。

### 所 得 税

項 目	内 容	適用時期
①所得税の見直し	○今までの所得税の最高税率は40%でしたが、課税所得4,000万円超については45%の税率が適用されます。	平成27年分以後から適用
②証券税制 (日本版ISA)	○少額上場株式の配当・譲渡益の非課税制度が創設されます。 * 非課税投資総額＝年間100万円を上限として最長5年間(最高500万円)	平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間
③住宅ローン減税	○住宅ローン減税を平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長し、消費税等の税率が8%又は10%に引き上げられたタイミングで、最大控除額を400万円に拡充します。(年間最大40万円まで) 認定優良住宅の場合は、最大控除額は500万円になります。(年間最大50万円まで)	平成26年4月1日から平成29年12月31日までに取得した場合に適用

### 資 産 税

項 目	内 容	適用時期
①相続税の見直し	○最高税率が55%(課税資産6億超に適用)に引上げられます。 ○基礎控除が3,000万円+600万円×法定相続人、に引き下げられます。 ○小規模宅地の80%の評価減の特例対象が240㎡→330㎡に拡大され、事業用と完全併用すると730㎡に拡大されます。	平成27年1月1日以後に発生する相続から適用
②贈与税の見直し	○相続時精算課税制度の適用要件の見直し 受贈者の範囲に、20歳以上である孫が追加されます。 贈与者の年齢条件が、65歳以上→60歳以上へ引下げられます。 ○教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置 孫に対する教育資金が一人当たり1,500万円まで非課税になります。 ○贈与税の税率構造の見直し 子や孫への贈与の場合、課税価格が1,000万円超～1,500万円以下であれば、税率が40%になります。	平成27年1月1日以後の贈与からの適用  平成25年4月1日から平成27年12月31日までの間に拠出されたものに適用  平成27年1月1日以後の贈与から適用

### 法 人 税

項 目	内 容	適用時期
①給与増で法人税の減税	○給与等支給額が前事業年度に比べ5%以上増加した場合には、増加した給与と支給額の10%分を税額控除できるようになります。ただし、平均給与の額が前事業年度の平均給与を下回らないことなどの要件があります。	平成25年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する各事業年度にて適用
②雇用促進税制の拡充	○今までは、増加雇用者数1人当たり20万円の税額控除が受けられましたが、1人当たり40万円に引き上げられます。	
③交際費の拡充	○中小企業の場合、損金にできる金額は年間600万円が上限でしたが、年間800万円までに引き上げられます。さらに、今までは控除の限度額のうち10%が損金に算入できませんでしたが撤廃され、800万円以下の金額が全額損金算入可能となります。	

## 次期経営計画の策定を実施しました

第2課 小貫 幸男



(写真中央：沼尻社長、奥様、左端：小貫、右端：布川博樹)

今回参加いただいたのは、株式会社つくばホームの社長沼尻静雄さんと奥様のお二人です。

同社はつくば市・土浦市を中心に木造住宅建築を主な業務としています。同社の手掛ける木造住宅の特徴は、四国産の厳選された木材を床、壁、天井にふんだんに使用した安全で人に優しい健康第一の呼吸する「木の家」です。今後、消費税の改正に伴い、どのように需要に対応していくか課題を検討しました。

### 【社長さんからのコメント】

経営者として8期目に入りました。当初は無我夢中で、ただ仕事を消化することしかできませんでした。現在は、具体的に経営目標を立て、目標達成のため社員が一丸となって頑張っています。

大変厳しい経営状況ですが、信念をしっかりと持って、「住み心地の良い家」をコンセプトとした自然素材の「木の家」を造り続けていきたいと思います。

### 【担当者から一言】

年間目標の達成のため、月次巡回監査を通じて予算の進捗状況を確認していきたいと思います。

### 職員紹介 30

氏名：布川 博樹 入所年月日：平成 24 年 12 月 17 日



土浦市生まれ、つくば市で育ちました。郷里で働けることに大変やりがいを感じております。入所して5か月、初めて取り組ませていただくことも多いですが、税務はもちろんのこと、様々な面で皆様のお役に立てるよう日々の研鑽を怠ることのないようにしたいと思っています。

弊所に隣接してつくば・布川法律事務所を開業しております。

弁護士といえば、裁判を想起される方も多いことと思われませんが、紛争を未然に防止することも弁護士の重要な業務です。コストの点でも、紛争化する前に解決した方が有利です。

どんな些細なことであってもお気軽にご相談いただければと思います。

布川税務会計事務所の顧問弁護士である兄の布川博良弁護士（布川法律事務所）とは、緊密に連絡を取り合い業務をしています。法律業務の方でも皆様の満足がいただけるよう、日々努力をして参りたいと思っています。

### 編集後記

確定申告の繁忙期を避け、かわらばんの発行時期をずらさせていただきました。

新年度に入り税制改正がありましたので、特に留意していただきたいポイントを掲載しました。わかりやすい文章を心がけておりますが、ご不明な点等がございましたらお気軽にお問い合わせください。

(高橋 毅志)